



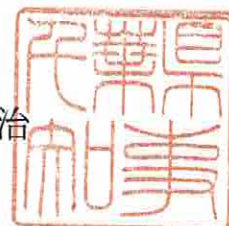
技第 8 号の 2 1

平成 2 8 年 6 月 1 日

株式会社木嶋興業

代表取締役 木嶋 誠 様

千葉県知事 鈴木 栄治



解体工事業の登録について（通知）

平成 28 年 5 月 10 日付けで申請のあった解体工事業については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 21 条第 1 項の規定により、下記のとおり登録したので、同法第 23 条第 2 項の規定により通知します。

記

登録番号 千葉県知事(登-28)第 1318 号

登録の有効期間 平成 28 年 6 月 2 日から平成 33 年 6 月 1 日まで

注) 登録の更新申請を行う場合の書類提出期限：平成 33 年 5 月 2 日

(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直前の開庁日)